

地域連携による事業継続計画策定促進事業実施業務委託仕様書

1 件名

地域連携による事業継続計画策定促進事業実施業務

2 目的

近年の自然災害の頻発化、激甚化により、市内中小企業の事業継続に関するリスクが増大しており、災害時の備えとして、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）策定の推進が喫緊の課題となっている。本市においても、令和元年10月の台風19号により、市内中小企業が深刻な被害を受けたところだが、小規模事業者ほどBCPの策定率は低い現状にある。

本事業において、令和2年度より3か年の間に、地域で連携したBCP策定を進め、地域課題の解決につなげるとともに、その取組を市域に波及させる。単独ではBCP策定が難しい事業者の支援を行うことで、地域の防災力を高めるとともに企業活動の継続を促進し、本市産業の強靱化に繋げる。

3 履行期間

契約日から令和5年3月24日まで

4 履行場所

川崎市内 他

5 対象

「令和2年度 地域連携による事業継続計画策定促進事業」に参加した以下の団体とする。

- (1) 浅野町工業団地組合連絡協議会
- (2) 一般社団法人川崎北工業会
- (3) 一般社団法人川崎中原工場協会
- (4) 下野毛工業協同組合
- (5) 協同組合高津工友会

ただし、状況の変化等により参加団体の変更が必要になった場合は、市と協議の上決定する。

6 業務内容

対象団体の事業者の連携による事業継続計画策定促進、その取組の市域への波及についての企画・運営を行う。

- (1) 対象団体の事業継続計画を策定することを目的とした研修の開催
 - ア 5回以上開催する。
 - イ 団体間の共同開催を可能とする。
 - ウ 原則として各団体1回以上参加するものとする。ただし、対象団体の意向によってはその限りではない。
 - エ 定員は各回30名程度とする。

- オ 開催時期、開催場所、対象者、開催テーマ等については、市及び対象団体と協議の上で決定する。
- (2) 対象団体において、緊急時行動計画を策定するとともに、実地の訓練を実施する。
- ア 3回以上開催する。
- イ 団体間の共同開催を可能とする。
- ウ 開催時期、内容、対象者については、市及び対象団体と協議の上、決定する。
- (3) 研修参加者等へのフォローアップの実施
- ア (1) の研修参加者及び(2) の訓練参加者に対し、電話やメール等での質疑応答によるフォローアップを行う。
- イ 必要に応じて、訪問での対応を行う。
- (4) 市域への波及に向けて、効果的なプロモーションを企画・運営する。
- ア 対象団体での取組を市内の他団体等へ広めるため、地域連携による事業継続計画策定のためのガイドラインを作成する。
- イ ガイドラインを活用した研修会を1回以上開催する。(定員100名程度)
- ウ 研修会の開催時期、開催場所、オンライン活用、対象者、開催テーマ等については、市と協議の上で決定する。
- エ アからウに加え、効果的なプロモーションを市と協議の上、企画・運営する。
- (5) 年度ごとの実施回数は表のとおりとする。

	令和3年度	令和4年度
(1) 研修	合計5回以上	合計3回以上
(2) 訓練		
(3) フォローアップ	10回程度	10回程度
(4) ガイドライン研修	なし	1回以上

7 成果物

受注者は、上記委託業務を実施し、下記について発注者に提出し、確認を求めなければならない。なお、紙及びワード・エクセル等の電子媒体で提出すること。

- (1) 令和3年度実施分(中間報告)
- 令和4年3月25日(金)までに提出すること。
- ア 業務報告書 2部(A4版、簡易製本)
- イ 各研修、訓練の実施報告書(参加者名簿を含む。) 各2部(A4版、簡易製本)
- (2) 令和4年度実施分及び最終報告
- 令和5年3月24日(金)までに提出すること。
- ア 業務報告書 2部(A4版、簡易製本)
- イ 各研修、訓練の実施報告書(参加者名簿を含む。) 各2部(A4版、簡易製本)
- ウ ガイドライン 2,000部(A4版、カラー印刷、製本)

8 その他

- (1) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。

- (2) 本仕様書に基づき作成した成果物の所有権は、委託者に帰属する。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項は、その都度協議して決定する。